

第140回千葉市情報公開審査会議事録

1 日時 : 平成29年5月25日(木) 午前10時00分～午前11時20分

2 場所 : 千葉中央コミュニティセンター8階 83・84会議室

3 出席者

(1) 委員

鈴木庸夫委員、大久保佳織委員、田部井彩委員、鶴見泰委員、皆川宏之委員

(2) 事務局

山元総務部長、小柳政策法務課市政情報室長、渡邊同課主査、石川同課主任主事、
土井同課主任主事

4 議題

(1) 会長の選任及び職務代理者の指名について

(2) 調査審議の手續について

(3) 諮問事項の審議

諮問第51号

「特定の公益通報の相談に係る文書一式」に係る不開示決定について

諮問第52号

「宗教法人の納骨堂建設計画に関する事前協議における審査資料等」に係る部分開
示決定及び不開示決定について

(4) その他

5 議事の概要

(1) 会長の選任及び職務代理者の指名について

委員の互選により鈴木庸夫委員が会長に選出された。

鈴木庸夫会長により鶴見泰委員が職務代理者に指名された。

(2) 調査審議の手續について

事務局案のとおり承認した。

(3) 諮問事項の審議

諮問第51号について

諮問第52号について

(4) その他

次回審査会の開催は、平成29年6月29日(木)午前10時からとした。

6 会議経過

(小柳市政情報室長) ただいまから、第140回千葉市情報公開審査会を開催いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、市政情報室長の小柳と申します。よろしく願いいたします。

本日の会議は、事前に皆様にご案内したとおり一部公開でございますが、傍聴人はおりません。

本日は、昨年10月1日付で委員をお願いしました皆様による初めての会議となりますので、ご紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

(小柳市政情報室長) これから、平成30年9月末までよろしくお願いいたします。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

(小柳市政情報室長) ここで、部長の山元よりご挨拶を申し上げます。

(山元総務部長) 皆様方におかれましては、引き続き委員をお引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。

ちょうど今は、千葉市長選挙戦の最中ということで、選挙関係の部署は立て込んでおりますが、市政情報室はいつもと変わりませんので、事務をしっかり務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(小柳市政情報室長) この後、議事に入りますが、会長選任までの間、総務部長の山元が仮議長を務めさせていただきます。

(山元仮議長) それでは、会長選任までの間、仮議長を務めさせていただきます。

◆ (1) 会長の選任及び職務代理者の指名について

(山元仮議長) まず、議事(1)「会長の選任及び職務代理者の指名」でございます。

千葉県情報公開条例施行規則第11条第1項の規定により、委員の皆様の互選で会長を選出していただくこととなりますが、いかがでしょうか。

(皆川委員) 前期に引き続き、鈴木委員にお願いするのがよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

(山元仮議長) 鈴木庸夫委員を会長にというご提案がありました。皆さん、いかがでしょうか。

(異議なし)

(山元仮議長) ありがとうございます。それでは、鈴木委員に会長をお願いします。

これからの運営につきましては、鈴木会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(小柳市政情報室長) 総務部長の山元は、所用のためここで退席させていただきます。

(山元仮議長) どうぞよろしくお願いいたします。

(鈴木会長) それでは、千葉県情報公開条例施行規則第11条第3項の規定により、職務代理者を私が指名することになっておりますが、鶴見委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(鶴見委員) では、職務代理者を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

◆ (2) 調査審議の手続について

(鈴木会長) 行政不服審査法が改正され、情報公開審査会の場合は、基本的な審議方法はさほど変わらないのですが、若干影響を受けることになります。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局説明】

(小柳市政情報室長) この議題の要点は、情報公開審査会の諮問の時期をいつにするかということです。資料1-1をご覧ください。これは、昨年4月から施行された新しい行服法による一般的な不服申立手続の流れをフロー図にしたものです。

左の項目1の説明のとおり、(1)審査庁が、処分に関与しない職員である「審理員」を指名し、その審理員が公平に審理するという仕組みと、(2)第三者機関である「行政不服審査会」が審査庁の判断をチェックし、二重に第三者の目が入る仕組みが導入さ

れました。

左のフロー図を見てみますと、①審査請求人から審査請求書が提出され、②処分庁が弁明書を提出し、③審理員がその反論書を審査請求人に求め、審理員が当事者からの書類を全て徴した上で、④審理員意見書を作り、⑤行政不服審査会に諮問が行われます。

情報公開と個人情報の不服申立ての場合も改正行服法の影響を受けますが、この分野では既に「情報公開審査会」などが「審理員」と「行政不服審査会」の役割を担っているので、行服法と条例の規定により、「審理員」の設置と「行政不服審査会」への諮問が不要とされ、実質的な審理は情報公開審査会等が担っております。

そこで、今回改正による審議手順案を、右の項目2の下のフロー図にお示しました。当初は、一般の不服申立てと同様に諮問を行うことを考えておりましたが、審査会は審理員の役割も担っているので、早いうちに諮問したほうが、処分庁への資料要求など、審査会として早期に動ける利点があります。ただ、処分庁の弁明書も完成していない段階で諮問をしてしまうと、処分庁が、不服申立てについて全て認容するのか争うのか分からない中で諮問することになるので、処分庁に再検討の機会を与え、弁明書が提出されて争う意思があることを確認してから諮問するというのが最も効率的と思い、この順序にいたしました。

その後、行服法の規定に基づいて審査請求人からの反論書の提出を受けるなどの手続があります。従来は、審査会が実施機関や審査請求人に対して、理由説明書や意見書などの提出を求めていましたが、意見書は③の反論書に吸収されてしまうので、審査請求人から希望があった場合や審査会が必要と認めた場合に、審査請求人に審査会における口頭意見陳述の機会を与えたり、審査会が実施機関に説明を求め、又は審査請求人に意見書の提出を求めたりする仕組みを考えております。その上で、左フロー図の④審理員の意見書や⑥行政不服審査会の答申のような役割を併せ持った審査会の答申を受けて、実施機関が裁決することになります。

この改正のポイントは、諮問の時期をできるだけ早くすることと、審査会は左フロー図でいう審理員の役割も担っていることから、書面の提出手続を簡素化して裁決までの期間を短縮化することです。

資料1-2をご覧ください。先ほどの図に合わせた本審査会の運営要領の一部改正の新旧対照表です。先ほどの説明に合わせ、所要の改正をするものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【審議】

(鈴木会長) ありがとうございます。行服法による一般的な手続では、審理員が事前に審査を行い、審理員意見書を出して、それから行政不服審査会で審議するという時間がかかる手続になっています。

情報公開や個人情報の場合は、少し手続を早くして、実施機関から弁明書が出た段階で諮問していただき、審査会として早期に動くことができるようになるわけです。我々としては、資料右側の手続に従って、今後、答申を出すということですね。基本的には審査方式はそれほど変わってはいないと思います。

ここでの参加人とは、行服法で規定する参加人のことですか。

(小柳市政情報室長) そうです。

(鈴木会長) 利害関係を有する者ということですね。情報公開での利害関係人とはどのような者なのでしょうか。

(渡邊主査) 例えば、法人が市に提出した資料について開示請求があった場合に、当該法人が参加人となる場合が想定されます。

(鈴木会長) これで手続的な問題があれば、その都度またご審議いただくことにしまして、次の諮問事項の審議に進んでよろしいでしょうか。

(異議なし)

◆ (3) 諮問事項の審議 以下非公開